

倉敷市立短期大学学則

平成6年3月4日
規則第7号

倉敷市立短期大学学則（昭和49年倉敷市規則第4号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 倉敷市立短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従って、保育及び服飾美術に関する専門的な理論と実地的な技能の教授及び研究を行うことにより、教養豊かな社会人を育成することを目的とする。

（自己点検等）

第2条 本学は、教育研究の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

第2章 学科の組織等

（学科の設置等）

第3条 本学に次の各号に掲げる学科を当該各号に定める目的により設置する。

（1） 保育学科 保育者としての資質、保育に関する専門的知識及び技能並びにそれらを適切かつ創造的に活用できる保育実践力を修得し、卒業後においても学び続ける意欲を持った保育者を育成する。

（2） 服飾美術学科 繊維・アパレル産業を基盤にしたファッション、デザイン・アート及び情報・地域・ビジネスに関する専門的知識と技能を修得し、学内外の学びの場から課題を発見し解決するための創造力や実践力を身につけた人材を育成する。

2 学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	50人	100人
服飾美術学科	50人	100人

（修業年限及び在学年限）

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第7条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日 10月3日

(4) 春季休業日 3月21日から4月10日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年の1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 学長は、休業日の期間中においても必要な場合においては、実習その他授業を開講することができる。

(授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、試験、論文その他の方法による試験（以下「試験等」という。）の期間を含め、年間35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程

(授業科目及び単位数)

第9条 本学において開講する授業科目は、基礎科目及び専門科目に関する授業科目とする。

2 教育課程における授業科目及びその単位数は、保育学科については別表第1のとおりとし、服飾美術学科については別表第2のとおりとする。

第5章 履修の方法、試験等の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第10条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、2年に分けて履修させるものとする。

(授業科目の登録)

第11条 学生は、毎年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又はその単位を取得することはできない。

(単位の授与)

第12条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験等によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第13条 試験等の時期は、原則として学期末とするが、各授業担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(追試験及び再試験)

第14条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受けなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。

2 定期試験等において不認定の判定を受けた者は、願い出により再試験を受けることができる。

(試験等の評価)

第15条 試験等の評価は、S、A、B、C又はDをもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

(課程修了の認定)

第16条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準とする。この場合において、授業の方法に応じて1単位当たりの授業時間を次のとおり定める。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定めるものについては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技は、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定めるものについては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(他の短期大学又は大学の授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に他の短期大学又は大学の授業科目を

履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲内で卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保育士資格を取得する場合、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法に規定する大学、高等専門学校若しくは高等学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第90条第1項に規定するものを入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、本学で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。
- 4 学生が第32条の規定により外国の短期大学又は大学に留学する場合は、第2項の規定を準用する。この場合において、本学が修得したものとみなすことができる単位数は、第2項の規定による場合と合わせて45単位を超えないものとする。

（短期大学又は大学以外の教育施設における学修）

第18条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項により修得したものと認められた単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、保育士資格を取得する場合、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法に規定する大学、高等専門学校若しくは高等学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第90条第1項に規定するものを入学資格とする各種学校）で履修した教科目について修得した単位については、本学で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

（入学前の既修得単位の認定）

- 第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第38条により修得した単位を含む。）を、30単位を超えない範囲内で卒業の要件となる単位として認めることができる。ただし、第17条第2項及び前条第2項の規定による場合と合わせて30単位を超えないものとし、第17条第3項の規定による場合と合わせて45単位を超えないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、保育士資格を取得する場合、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法に規定する大学、高等専門学校若しくは高等学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第90条第1項に規定するものを入学資格とする

各種学校)で履修した教科目について修得した単位については、本学で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

(卒業の要件)

第20条 学生は、本学を卒業するためには、2年以上在学し、次に定めるところにより保育学科については75単位以上、服飾美術学科については62単位以上を修得しなければならない。

学科	基礎科目	専門科目
保育学科	10単位以上	65単位以上
服飾美術学科	10単位以上	52単位以上

2 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前項に規定する卒業要件のほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する科目及び単位を修得しなければならない。

3 保育士資格を得ようとする者は、第1項に規定する卒業要件のほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号)第4条に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第21条 学長は、前条第1項の定めによる所定の単位数を修得した者に教授会の意見を聴いたうえで、卒業を認定する。

2 本学を卒業した者に、別に定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、退学等

(入学の時期)

第22条 再入学及び転入学を除く入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣が行った大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において大学個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、18歳に達したもの
(入学の出願)

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期及び方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第26条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に入学料その他の納付金及び別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第27条 学長は、本学に転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いたうえで、学長が決定する。
- 3 転入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(保証人)

第28条 入学を許可された者は、保証人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持たなければならない。
- 3 保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。
- 4 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、その理由を詳細に記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(再入学)

第30条 学長は、願い出により本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することができる。

- 2 再入学を許可された者の退学前に取得した単位については、教授会の意見を聴いたうえで、その全部又は一部を既に取得したものとして認めることができる。
- 3 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(転学)

第31条 他の大学等へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(留学)

第32条 学生は、外国の短期大学又は大学に留学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第20条第1項に規定する在学期間に算入することができる。

(休学)

第33条 疾病その他やむを得ない事情により3箇月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出なければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書その他事情を証明するものを添付しなければならない。

(休学の期間)

第34条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては、更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間内にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いたうえで、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第4条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第34条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第36条の2 前条第1号の規定により除籍された者が、除籍された日から起算して1年以内に滞納した授業料を完納し、復籍を希望したときは、学長は、教授会の意見を聴いたうえで、復籍を許可することができる。

2 除籍から復籍までの期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

第7章 研究生、科目等履修生、社会人、帰国生及び外国人留学生

(研究生)

第37条 学長は、本学において特定の専門事項について研究を希望する者がある場合において、当該研究に支障がないときは、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第38条 学長は、本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者がある場合において、当該科目の授業に支障がないときは、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第12条の規定を準用する。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(社会人)

第39条 学長は、社会人で本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ社会人特別入学生として入学を許可することができる。

2 社会人特別入学生について必要な事項は、別に定める。

(帰国生)

第40条 学長は、帰国生で本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ帰国生特別

入学生として入学を許可することができる。

2 帰国生特別入学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第41条 学長は、外国人で本学に入学を希望する者がいるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第8章 専攻科

(専攻科の設置等)

第42条 本学に精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導するため、次の各号に掲げる専攻科を当該各号に定める目的により設置する。

(1) 保育臨床専攻 短期大学等での幼児教育及び保育に関する学修を基礎とし、一人一人の学生の主体性及び個性を尊重した指導の下、保育者としての資質を高め、保育に関するより高度な専門知識及び技能が確立できるようにするとともに、それらを適切かつ創造的に活用できる保育臨床実践力を発揮し、修了後においても学び続ける意欲を持った保育の専門家を育成する。

(2) 服飾美術専攻 短期大学等でのファッション、デザイン・アート及び情報・地域・ビジネス関連分野の学修を基に、さらに専門性を高め、生活に関連する課題を総合的に検討し、解決へと導くことのできる論理的思考を身につけるとともに、修得した学びを地域社会及び産業に積極的に活かそうとする気概を持った自立した社会人を育成する。

2 専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
保育臨床専攻	5人	10人
服飾美術専攻	5人	10人

(修業年限及び在学年限)

第43条 専攻科の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学

に編入学することができる者

(4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 本学において短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 保育臨床専攻に入学できる者は、保育士資格又は幼稚園教諭二種免許状を有する者とする。

(教育課程)

第45条 教育課程における授業科目及び単位数は、保育臨床については別表第3のとおりとし、服飾美術専攻については別表第4のとおりとする。

(単位の授与)

第46条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

(修了の要件)

第47条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、必修科目及び選択科目合わせて62単位以上を修得しなければならない。

2 専攻科に2年以上在学し、所定の課程を修了した者に対して、学長は、教授会の意見を聴いたうえで、修了証書を授与する。

(入学検定料及び入学科)

第48条 本学専攻科の入学検定料及び入学科の金額、納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第49条 本学専攻科の授業料の金額、納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

2 本学において特別の事情があると認められた者には、前項の規定にかかわらず、納入の延期を認めることができる。

(規定の準用)

第50条 第3章、第5章(第17条中「短期大学」とあるのは「短期大学の専攻科」と読み替えるものとする。ただし、第20条及び第21条を除く。)、第6章(第23条及び第30条を除く。)、第9章及び第10章(第53条、第54条及び第58条を除く。)の規定は専攻科の学生に準用する。

第9章 賞罰

(表彰)

第51条 学長は、学生として表彰に値する行為があると認めるときは、教授会の意見を聴いたうえで、表彰することができる。

(懲戒)

第52条 学長は、学則その他学内の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったと認めるときは、教授会の意見を聴いたうえで、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 大学の秩序を乱すことその他学生としての本分に反する行いをした者

第10章 入学検定料、入学料、授業料その他費用

(入学検定料及び入学料)

第53条 入学検定料及び入学料の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第54条 授業料の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

2 本学において特別の事情があると認められた者には、前項の規定にかかわらず、納入の延期を認めることができる。

第55条 退学し、若しくは転学した者、除籍された者又は停学中の者は、該当する授業料全額を納入しなければならない。

第56条 留学及び休学の期間中は、授業料を免除する。

(その他費用)

第57条 特に必要のある場合は、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。

2 前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続等については、別に定める。

第58条 削除

第11章 教職員組織

(職員)

第59条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、司書その他必要な職員を置く。

(職務)

第60条 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第12章 教授会

(教授会)

第61条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、教授、准教授、専任の講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、構成員に助手を加えることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか教授会の運営に関して必要とする事項については、別に定める。

第13章 事務組織等

(事務組織等)

第62条 本学の事務組織及び職制については、倉敷市行政組織規則（平成19年倉敷市規則第30号）の定めるところによる。

第14章 公開講座

(公開講座)

第63条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 附属図書館

(附属図書館)

第64条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 厚生補導施設

(厚生補導施設)

第65条 本学に厚生補導のための施設として学生生活相談室及び保健室を置く。

- 2 学生生活相談室及び保健室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 雑則

(委任)

第66条 この学則に定めるもののほか運営上必要な組織又は事項については、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年3月5日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第17条及び第32条の規定は、施行日前に入学を許可された者で履修又は留学を希望する者については適用するものとする。
- 4 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成7年3月27日規則第7号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年3月31日に在学する者に係る教育課程については、改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において転入学した者に係る教育課程については、改正後の規則の規定にかかわらず、当該転入学した者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則（平成9年3月31日規則第39号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年3月31日に在学する者に係る教育課程については、改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において転入学した者に係る教育課程については、改正後の規則の規定にかかわらず、当該転入学した者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則（平成11年3月26日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月23日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年3月31日に在学する者に係る教育課程については、改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において転入学した者に係る教育課程については、改正後の規則の規定にかかわらず、当該転入学した者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則（平成12年12月7日規則第65号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年2月23日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年3月31日に在学する者に係る教育課程については、改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において転入学した者に係る教育課程については、改正後の規則の規定にかかわらず、当該転入学した者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則（平成14年1月30日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年3月31日に在学する者に係る教育課程については、改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において転入学した者に係る教育課程については、改正後の規則の規定にかかわらず、当該転入学した者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則（平成14年3月22日規則第37号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の

属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成14年12月27日規則第117号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成15年3月4日規則第11号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月28日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市立短期大学学則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年1月18日規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第171号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日規則第182号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月13日規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日規則第84号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月26日規則第114号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第14号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月25日規則第63号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月19日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日規則第62号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日規則第80号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月18日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月2日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月21日規則第64号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日規則第70号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

3 施行日以後において転入学した者に係る改正後の別表第1の規定の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成23年10月18日規則第56号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成24年9月24日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成24年12月10日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成25年9月24日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前

の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成26年2月17日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成26年9月24日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成27年2月25日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る改正後の別表第1及び別表第2の規定の適用に

については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成27年9月17日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成28年2月22日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成28年9月8日規則第58号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成 29 年 3 月 2 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第 1 学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第 36 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に除籍された者に適用する。
- 4 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成 29 年 3 月 2 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 15 日規則第 51 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第 1 学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第 1 学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前

の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成30年9月5日規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（平成30年12月26日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月11日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（令和元年9月11日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在

学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（令和2年4月1日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（令和3年2月26日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市立短期大学学則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係る新規則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

附 則（令和4年3月30日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（別表第2服飾美術学科の部デザイン・アートの款モードデッサンⅡの項の次に現代芸術造形論の項を加える改正規定を除く。）による改正後の倉敷市立短期大学学則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学した者について適用し、

施行日前から引き続き在学している者（引き続き第1学年に在学することとなる者を除く。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後において転入学した者に係るこの規則による改正後の倉敷市立短期大学学則の適用については、当該転入学した者の属する年次の在学者に係るものと同様とする。

別表第1（第9条関係）

保育学科教育課程

学科	授業科目	学則単位			備考
		必修	選択	計	
保育学科	文学		2	2	基礎科目
	国語表現		2	2	〃
	日本国憲法	2		2	〃
	生命科学		2	2	〃
	数学		2	2	〃
	心理学		2	2	〃
	経済学入門		2	2	〃
	経営学入門		2	2	〃
	キャリアデザイン		2	2	〃
	情報機器の操作Ⅰ	1		1	〃
	情報機器の操作Ⅱ	1		1	〃
	英語Ⅰ（コミュニケーション）	1		1	〃
	英語Ⅱ（コミュニケーション）	1		1	〃
	英語Ⅲ		2	2	〃
	英語Ⅳ		2	2	〃
	健康科学概論	1		1	〃
	スポーツ	1		1	〃
	保育原理	2		2	専門科目
	教育原理	2		2	〃
	子ども家庭福祉	2		2	〃
社会福祉	2		2	〃	
子ども家庭支援論	2		2	〃	

社会的養護 I	2		2	〃
保育者論	2		2	〃
教育の制度と社会		2	2	〃
発達心理学 I	2		2	〃
発達心理学 II	2		2	〃
幼児理解の理論と方法	2		2	〃
子どもの保健	2		2	〃
子どもの食と栄養	2		2	〃
特別支援教育		2	2	〃
教育相談		2	2	〃
幼児教育課程論	2		2	〃
保育方法技術論		2	2	〃
保育内容総論	1		1	〃
健康の指導法	1		1	〃
人間関係の指導法	1		1	〃
環境の指導法	1		1	〃
言葉の指導法	1		1	〃
表現の指導法	1		1	〃
音楽表現の指導法		1	1	〃
造形表現の指導法		1	1	〃
身体表現の指導法		1	1	〃
劇表現の指導法		1	1	〃
幼児と健康	1		1	〃
幼児と人間関係	1		1	〃
幼児と環境	1		1	〃
幼児と言葉	1		1	〃
幼児と表現	2		2	〃
幼児と器楽表現 I	2		2	〃
幼児と器楽表現 II		2	2	〃
幼児と歌唱表現 I	1		1	〃
幼児と歌唱表現 II		1	1	〃

幼児と造形表現		1	1	〃
幼児と身体表現		1	1	〃
児童文化学	2		2	〃
乳児保育Ⅰ	2		2	〃
乳児保育Ⅱ	1		1	〃
子どもの健康と安全	1		1	〃
障がい児保育	2		2	〃
社会的養護Ⅱ	1		1	〃
子育て支援	1		1	〃
保育実習Ⅰ（１）	2		2	〃
保育実習Ⅰ（２）	2		2	〃
保育実習Ⅱ		2	2	〃
保育実習Ⅲ		2	2	〃
保育実習法Ⅰ	2		2	〃
保育実習法Ⅱ		1	1	〃
保育実習法Ⅲ		1	1	〃
教育実習		4	4	〃
教育実習法		1	1	〃
保育・教職実践演習	2		2	〃
総合演習	2		2	〃
合計	69	48	117	

別表第2（第9条関係）

服飾美術学科教育課程

学科	授業科目	学則単位			備考
		必修	選択	計	
	文学		2	2	基礎科目
	国語表現		2	2	〃
	日本国憲法		2	2	〃
	教育学		2	2	〃
	生命科学		2	2	〃

	数学			2	2	〃
	心理学			2	2	〃
	キャリアデザイン			2	2	〃
情報	情報処理演習Ⅰ				1	〃
	情報処理演習Ⅱ		※1	1	1	〃
外国語	英語Ⅰ（コミュニケーション）				1	〃
	英語Ⅱ（コミュニケーション）		※1	1	1	〃
	英語Ⅲ			2	2	〃
	英語Ⅳ			2	2	〃
	フランス語Ⅰ			1	1	〃
	フランス語Ⅱ			2	2	〃
保健	健康科学概論			1	1	〃
体育	スポーツ			1	1	〃
総論	生活デザイン総論		2		2	専門科目
	アパレル総論			2	2	〃
ファッション	服飾文化史			2	2	〃
	服飾造形論			2	2	〃
	服飾造形実習Ⅰ			1	1	〃
	服飾造形実習Ⅱ			1	1	〃
	服飾造形実習Ⅲ			1	1	〃
	服飾造形実習Ⅳ			1	1	〃
	パターンメイキング（CAD）Ⅰ			1	1	〃
	パターンメイキング（CAD）Ⅱ			1	1	〃
	手工芸			1	1	〃
	服飾管理学			2	2	〃
	服飾管理学実験			1	1	〃

	染色加工学		2	2	〃
	服飾繊維学		2	2	〃
	服飾繊維学実験		1	1	〃
	服飾材料学		2	2	〃
	服飾材料学実験		1	1	〃
	服飾人間環境学		2	2	〃
	服飾人間環境学実験		1	1	〃
	服飾人間工学		2	2	〃
	ファッション企画論		2	2	〃
	身体科学論		2	2	〃
	デニム学		2	2	〃
	デニム学演習		1	1	〃
情報・地域・ビジネス	ビジネス基礎		2	2	〃
	経済学入門		2	2	〃
	経営学入門		2	2	〃
	法学入門		2	2	〃
	簿記論		2	2	〃
	マーケティング論		2	2	〃
	消費者行動論		2	2	〃
	ファッションビジネス		2	2	〃
	マーケティング戦略論		2	2	〃
	消費者調査法		1	1	〃
	基礎経済学		2	2	〃
	地域産業論		2	2	〃
	まちづくり論		2	2	〃
経済政策論		2	2	〃	
デザイン・アート	現代アート&デザイン史		2	2	〃
	アート造形技法演習Ⅰ		1	1	〃
	アート造形技法演習Ⅱ		1	1	〃
	モードデッサンⅠ		1	1	〃
	モードデッサンⅡ		1	1	〃

	現代芸術造形論		2	2	〃
	テキスタイルデザインⅠ		1	1	〃
	テキスタイルデザインⅡ		1	1	〃
	CG 基礎演習		1	1	〃
	クリエイション論		2	2	〃
	クリエイション演習		1	1	〃
	ライフスタイルプロダクト演習		1	1	〃
	デザイン・アート論		2	2	〃
	美術史		2	2	〃
	カラーコーディネート論		2	2	〃
	染織Ⅰ		1	1	〃
	染織Ⅱ		1	1	〃
	染色		1	1	〃
	ビジュアルデザインⅠ		1	1	〃
	ビジュアルデザインⅡ		1	1	〃
	ビジュアルデザインⅢ		1	1	〃
	ビジュアルデザインⅣ		1	1	〃
	基礎デッサン		1	1	〃
	人体デッサン		1	1	〃
	表現演習		1	1	〃
	店舗空間演出演習		1	1	〃
	ディスプレイデザイン演習		1	1	〃
	基礎デザイン		1	1	〃
	空間デザイン演習		1	1	〃
共通	インターンシップⅠ		1	1	〃
	インターンシップⅡ		1	1	〃
	課題研究	1		1	〃
	卒業研究	2		2	〃
	合計	7	127	134	

備考 ※印の科目については、該当2科目のうち選択した1科目を必修とする。

別表第3 (第45条関係)

専攻科 保育臨床専攻 教育課程

専攻科	授業科目		学則単位		
			必修	選択	計
保育臨床専攻	関連科目	情報処理論		2	2
		国語表現法演習		1	1
		スポーツ1	1		1
		スポーツ2		1	1
		生活福祉論		2	2
		造形表現論		2	2
		立体制作論		2	2
	専門科目	幼児の音楽遊び演習Ⅰ	1		1
		幼児の音楽遊び演習Ⅱ		1	1
		幼児の造形遊び演習	1		1
		幼児の身体・運動遊び演習	1		1
		幼児の劇遊び演習		1	1
		音楽指導法特別演習Ⅰ	2		2
		音楽指導法特別演習Ⅱ		1	1
		造形指導法特別演習Ⅰ	1		1
		造形指導法特別演習Ⅱ	1		1
		身体・運動指導法特別演習	2		2
		劇指導法特別演習		1	1
		教育の思想と歴史		2	2
		比較教育特論		2	2
		特別支援教育特論		2	2
		子どもの人権教育論	2		2
		発達心理学特論	2		2
		教育相談特論	2		2
		保育・教育臨床心理学実践特論	2		2
		児童文化学特論	2		2

	幼稚園体験活動	4		4
	幼児の国際理解演習		1	1
	専門英語文献講読	2		2
	児童福祉特論		2	2
	乳児保育特論	2		2
	小児の看護と保育		2	2
	親子支援演習	2		2
	子どもの音楽療法		2	2
	障がい児保育特論		2	2
	子育て支援特論		2	2
	子育て支援実習	2		2
	特別研究Ⅰ	4		4
	特別研究Ⅱ	4		4
	合計	40	31	71

別表第4（第45条関係）

専攻科 服飾美術専攻 教育課程

専攻科	授業科目	学則単位			
		必修	選択	計	
服飾美術専攻	関連科目	色彩学		2	2
		品質管理		2	2
		ビジュアルアート論		2	2
		ビジュアルデザイン論		2	2
		ビジュアルデザイン演習		1	1
		ドローイングⅠ		1	1
		ドローイングⅡ		1	1
		立体制作論		2	2
		造形表現論		2	2
		造形表現		1	1
		情報処理論		2	2
		国語表現法演習		1	1

専門科目	生活文化環境論	4		4
	生活情報論		2	2
	生活福祉論		2	2
	アート&メディア論		2	2
	デザインマネジメント		2	2
	アート演習Ⅰ		1	1
	アート演習Ⅱ		1	1
	パターンメイキング論		2	2
	服飾造形実技Ⅰ		1	1
	服飾造形実技Ⅱ		1	1
	服飾造形実技Ⅲ		1	1
	手工芸論		2	2
	手工芸演習		1	1
	テキスタイルデザイン論		2	2
	テキスタイルデザイン演習Ⅰ		1	1
	テキスタイルデザイン演習Ⅱ		1	1
	工芸染織		1	1
	被服心理学		2	2
	被服衛生学		2	2
	被服生理学		2	2
	被服生理学実験		1	1
	染色実習		1	1
	アパレル材料科学実験		1	1
	アパレルコンピュータ論		2	2
	繊維・ファッション産業論		2	2
	地域経済論		2	2
	地域活性化論		2	2
	衣服論		2	2
	ライフプロダクト論		2	2
	ライフプロダクト演習Ⅰ		1	1
	ライフプロダクト演習Ⅱ		1	1

	流通論		2	2
	マーケティングコミュニケーション論		2	2
	ブランド論		2	2
	アパレル経営論		2	2
	産業研修Ⅰ		1	1
	産業研修Ⅱ		1	1
	特別研究	8		8
合計		12	75	87

